

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。



明治十一年九月 日

下書

西澤山濱商英商業盟約調印為証書

小濱港群島商中

西澤山濱

為取證下書

一西津魚高中小濱魚高中從來申合之
儀毛有之其兼仰當國西津漢方磯引
小鰯白魚之類、魚同屋之係、其之ゆ、付
西津小濱兩濱、
ニテ傍方之若、
申取事

一子女與諸魚之類魚同屋之關係久し物
呂、付法別、
申取事

取買係一

一其形他之社別、以有之者如中、右、左、公
得達之者櫻、海上、赤松之且陸地、市、助
十、誠、經、子、如、實、波、負、者、同、之、有、之、如、何
燈、昧、夕、儿、所、業、一、切、不、相、滅、負、事、一
右、之、條、件、交、而、強、間、數、員、尤、相、互、注
意、可、任、負、万、一、公、得、達、之、者、如、何、注、意、
前、以、實、分、示、如、條、之、句、論、非、常、金、ト、ニ、テ
金、三、國、十、其、之、中、之、取、立、貴、社、方、之、差
上、之、可、ト、負、今、般、而、社、業、商、中、規、定、致

俱、上、相、互、之、正、路、之、貴、貴、等、之、廣、德、之
營業、之、承、統、可、相、成、多、額、為、海、目、之
並、約、網、中、右、為、智、証、信、而、如、件、一
所、以、福、負、魚、同、在、之、市、截、之、持、者、之
物、高、手、實、取、之、之、文、之、兩、津、之、山、濱、港、之、社
別、之、有、之、負、之、付、其、所、之、市、場、限、之、右、五
可、中、負、者、如、左、之、通、之、御、坐、負、同、之、左、後
為、各、為、取、智、証、之、內、書、加、工、置、保、者、也

滋賀県

沼津港鮮魚高中

昭和五年 月 日

文口月 第 一

水口

水口

Table with vertical columns (empty)

定約則寫

但 一場羊號

數七拾五

借切

拾六貫文

丸

但 小場但 賣前羊三ナレハ手時宜ニ意シテハ

同七拾五ヨリ

運賃

貳錢

丸

九拾五

但 手時宜ヨリ五拾五ヨリ五拾

同九拾五ヨリ

但

初例年數

貳錢

丸

三厘九毛

丸

一 身欠
二 四
三 三
四 二
五 一

同
三錢八重丸
吉錢 五重丸

一 生大籠級

同
四錢
吉錢 丸

一 四ツ荷とんこ
イカイカ捧捧籠籠
みりみりししりり
備今大半備今大半より物類より物類七七ありあり目目止止

同
三錢九重丸
九重丸

一 身欠
二 合類

同
四錢貳重丸
吉錢 六重丸

一 捧鯉烏滅
二 ツ合

同
五錢三重丸
吉錢 六重丸

一 生小籠

同
貳錢五重丸
六重丸

一若目 三錢 九厘 光

此六口大船定舟賃左之通

一俵物五斗入 貳錢八厘 光

一羽鮒 同 貳錢四厘 光

一俵物四斗貳升入 同 貳錢三厘 光

一白子 同 貳錢二厘 光

一白子 同 三錢二厘 光

一油 同 六錢五厘 光
一酒 同 三錢二厘 光

此并中小船運賃附且之增

二刻 三刻 增

一 塩ツ合 凡七有也 月 三錢二厘 花
テ物合 七厘 花

一 同 九貫目以下 月 三錢 花
六厘 花

一 ろ子 了 月 九拾錢 定

一 荷主着廻共 壹銀兼弁当 月 八錢 定

一 船行ゆきし 壹石 月 貳錢 定

一 酒ハ荷主より 壹言ヨリ代價ヲ申受テ 預リ弁當ニ交ハ白米三合ヲ以 壹銀弁中ニ而 マカナシ 花

右之條 望テ 申付 候

江村全津村運送總代

菅野為吉印

中村八三印

中島治吉印

船運總代

西河半吉印

明治九年九月三日

若母山漢賣高總代

幸見伊多楮殿

諸君物産數目數料述規

今般諸君物産數目數料等改正

仕於舟總等取極等上當公取極等

當其時等何時等而等改正可仕等

別産目數左等

記

一 塩半焼 塩のつぼ

六匁

一 釜砂子日 五匁

一 三川令也 前 吉銀五匁 八匁

一 馬織持徳新 志のふり布の類 吉銀二匁

一 三川令也 同 身衣正服類の類 日 吉銀五匁

一 我々の 日 推經身衣女子 三川令也の類 吉銀八匁

一 油四斗入 吉銀五匁 吉銀

一 以平油搦 日 六匁

一穀物之題

九斗入

吉徳付

吉銭方也

一其外前物取扱可致也

但天津驛定則前物査賦之付物も吉
扱卜定吉也宛指出し可申候も在庭
に敷料之内に在るも有り也浅敷扱
候了

一前物之付元方も借引所驛越之り金

金之是れも敷料金利トシ一百分之
五歩可申法也

一船賃相渡之方も取替目も敷

料占之る百分一也或は船賃引渡可

申候也前之も右抱候了

右之條、望り相守迄仕入金

諸前物取扱可仕候事

昭和五年五月廿一日

天津驛政事務所
運漕取扱人

近川忠彦 印

小湊港魚高總代
松見伊多衛殿

監約規則 謹啓

一方今魚問屋群場仲間一併依儀之上從來
諸仲間定規有之^{雖事以}相成身
自今更之^中令也規則相定^為存智致^上更
上志^后後^在自^之業業^盛大^之專^之三^可段^更

第一別

一魚高名市職之^一命^之酌^當之^生組^設り
聊^之實^之名^高法^各之^取注^意而^後行^事
有^七章^圖附^出費^一身^一單^位共^一年^事
第^二別

中三右

一 同色賣人、長、中、三、等、賣、樹、
方、後、有、有、之、賣、付、以、後、至、尚、賣、樹、者、
專、人、又、若、白、得、遠、渡、有、有、之、節、之、大、
ナ、而、稀、年、連、中、倫、之、自、然、設、倫、ナ、加、
解、傷、中、中、停、止、可、法、事、

并三別

一 法、魚、賣、人、付、何、ノ、物、中、至、三、段、ノ、名、ハ、有、キ、
為、二、ツ、不、是、別、之、入、之、長、高、内、ノ、標、在、同、ク、
口、券、入、二、別、入、ノ、事、少、其、時、宜、之、為、之、買、賣、事、

但、一、箱、三、由、蓋、而、紙、封、之、可、也、
多、之、箱、行、賣、物、若、紙、封、之、可、也、

并四別

一 半、箱、賣、之、事、後、十、月、代、何、物、行、賣、物、賣、物、品、ハ、
十、有、付、如、月、入、ル、之、是、別、之、余、ハ、其、時、宜、之、依、
買、賣、之、法、事、

并五別

一 賣、代、金、ハ、之、ノ、温、移、其、時、宜、用、之、諸、金、相、渡、
毎、月、之、末、皆、金、相、渡、可、キ、事、

會儀之上至蒙取可收更其後日之群揚
連下亦之換一札信の所

別冊抄書尾群揚連下書

張代人連署

魚川包抄中

道邊河原經其為志令稱借仕返納只道書
一今形少流の今念願道邊河原經其為志
手當尾請商人同志者極儀才進之為志
トレテ 中守應之 稱借令仕支別 且河方
其年之利別穿所 方後當尾請商業の書
支之別令之抄別の書已請河抄切の書
取板野取の書抄の書 其の書抄の書
花抄之返納仕其之同之進河村下宅之書
切の書支并之書抄の書 其の書抄の書

魚川包抄下

右の山中に御堂あり御堂の傍に石の道あり此の道は別
名は妙也

善左衛門村下迄迄其地は有長所と云ふ
一法は何物も妙なり 三年一花

妙なり 妙なり 妙なり 妙なり 妙なり 妙なり
引去り 善左衛門 拜啓令返河の善左衛門

太左衛門平足踏く有某助有長 妙なり 妙なり
第二條右り完 妙なり 妙なり

一水知去影 妙なり

妙なり 妙なり 妙なり 妙なり 妙なり 妙なり

引去り 善左衛門 拜啓令返河の善左衛門

右の山中に御堂あり御堂の傍に石の道あり此の道は別
名は妙也

善左衛門村下迄迄其地は有長所と云ふ
一法は何物も妙なり 三年一花

妙なり 妙なり 妙なり 妙なり 妙なり 妙なり
引去り 善左衛門 拜啓令返河の善左衛門

太左衛門平足踏く有某助有長 妙なり 妙なり
第二條右り完 妙なり 妙なり

一水知去影 妙なり

水陸交通の便を以て

北陸道に於ては尤も

本道と交通の便を以て

尤も

舟楫の上より舟楫の便

舟楫の便を以て舟楫の便

舟楫の便を以て舟楫の便

舟楫の便を以て舟楫の便

舟楫の便を以て舟楫の便

舟楫の便を以て舟楫の便

舟楫の便を以て舟楫の便

舟楫の便を以て舟楫の便

舟楫の便を以て舟楫の便

舟楫の便を以て舟楫の便

舟楫の便を以て舟楫の便

舟楫の便を以て舟楫の便

舟楫の便を以て舟楫の便

諸令九之...
 有通之...
 有之...
 以...
 所...
 好...
 時...
 何...
 若...

小...
 一...
 一...
 一...
 一...
 一...
 一...

柳江御村の御領は、其川同を流す、下流の
柳江

曰、其川より御領の合、其川を流す、今、其川を
知、其川を

一、其川同を流す、今、其川を

一、其川同を流す、今、其川を

一、其川同を流す、今、其川を

一、其川同を流す、今、其川を

一、其川同を流す、今、其川を

其川同を流す、今、其川を
其川同を流す、今、其川を
其川同を流す、今、其川を
其川同を流す、今、其川を
其川同を流す、今、其川を

聖妙証

一、其川同を流す、今、其川を

一、其川同を流す、今、其川を

一、其川同を流す、今、其川を

一、其川同を流す、今、其川を

一、其川同を流す、今、其川を

一、其川同を流す、今、其川を

一、其川同を流す、今、其川を

一、其川同を流す、今、其川を

一 維新の事... 諸君の御覧... 御覧... 御覧... 御覧...

御覧

一 御覧... 御覧... 御覧... 御覧...

御覧

一 御覧... 御覧... 御覧... 御覧...

御覧

御覧

一 御覧... 御覧... 御覧... 御覧...

御覧

一 御覧... 御覧... 御覧... 御覧...

御覧

御覧

一 御覧... 御覧... 御覧... 御覧...

一 河内郡 土名浦 今土名別 河内郡 土名浦 今土名別 河内郡 土名浦

河内郡 土名浦 今土名別 河内郡 土名浦 今土名別 河内郡 土名浦

河内郡

一 河内郡 土名浦 今土名別 河内郡 土名浦 今土名別 河内郡 土名浦

河内郡

一 河内郡 土名浦 今土名別 河内郡 土名浦 今土名別 河内郡 土名浦

河内郡

一 河内郡 土名浦 今土名別 河内郡 土名浦 今土名別 河内郡 土名浦

一 河内郡 土名浦 今土名別 河内郡 土名浦 今土名別 河内郡 土名浦

河内郡

一 河内郡 土名浦 今土名別 河内郡 土名浦 今土名別 河内郡 土名浦

弟子條

一 弟子は月を月雨の馬島會津仲岡と但方必成花
由原段平と仲岡初一人と有同の連行の爲に
改めし者ありとの事平一筆習り更成り
并に此書行の事と被論す

方今國里の渡り上志望の如手之に和熟正所の所引
て此の爲同里仲岡の如社別一人其の幼子連て行
度事ありし其度寸一人名はまひ 林宗子飯合親
族之馬も此書寫等爲す可なり若し親書等
の事の如入同社可有親の爲有日連中一有有様之礼
位あり

空沙証

方今國里の渡り上志望の如手之に和熟正所の所引
て此の爲同里仲岡の如社別一人其の幼子連て行
度事ありし其度寸一人名はまひ 林宗子飯合親
族之馬も此書寫等爲す可なり若し親書等
の事の如入同社可有親の爲有日連中一有有様之礼
位あり

一 弟子は月を月雨の馬島會津仲岡と但方必成花
由原段平と仲岡初一人と有同の連行の爲に
改めし者ありとの事平一筆習り更成り
并に此書行の事と被論す

傳報之申子部無以所可也
多し無斤部物品は限り可也

一 生結多しと限り申す月代は結止り物と結多しと申す月代と二月合入上
是れ之申す結直信の結多しと申す

一 魚部令し多し限限之代と結直信一信令と限限月と申す
是令と結直信と

一 魚部令し多し限限之代と結直信一信令と限限月と申す
是令と結直信と
一 魚部令し多し限限之代と結直信一信令と限限月と申す
是令と結直信と
一 魚部令し多し限限之代と結直信一信令と限限月と申す
是令と結直信と

一 魚部令し多し限限之代と結直信一信令と限限月と申す
是令と結直信と
一 魚部令し多し限限之代と結直信一信令と限限月と申す
是令と結直信と
一 魚部令し多し限限之代と結直信一信令と限限月と申す
是令と結直信と

一 魚部令し多し限限之代と結直信一信令と限限月と申す
是令と結直信と
一 魚部令し多し限限之代と結直信一信令と限限月と申す
是令と結直信と
一 魚部令し多し限限之代と結直信一信令と限限月と申す
是令と結直信と

一 魚部令し多し限限之代と結直信一信令と限限月と申す
是令と結直信と
一 魚部令し多し限限之代と結直信一信令と限限月と申す
是令と結直信と
一 魚部令し多し限限之代と結直信一信令と限限月と申す
是令と結直信と

